

令和7年度 甲賀広域行政組合職員（消防吏員）採用試験 公告

令和7年度 甲賀広域行政組合職員（消防吏員）採用試験を次のとおり行います。

令和7年6月16日

甲賀広域行政組合管理者 **松浦 加代子**

記

1 試験(区分)、採用予定人員、勤務予定先及び職務内容

職種	試験区分	採用予定人員	採用時の勤務予定先	職務内容
消防吏員	初級	5人程度	甲賀広域行政組合 消防本部	消防署等で、消火・救助活動、救急活動、火災予防等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できます。

ア 平成12年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人

（令和8年4月1日における年齢が18歳以上26歳未満の人）

（学歴・性別は問いません。）

イ 社会人経験者であって、以下のa及びbの両要件を満たす人

a 平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人

（令和8年4月1日における年齢が26歳以上30歳未満の人）

b 民間企業等における職務経験が令和7年6月16日時点で5年以上の人

※ 職務経験（会社員、団体職員、公務員、自営業等）には、常勤勤務者として6箇月以上継続して就業した期間（臨時職員等も6箇月以上の雇用契約であれば、その期間に含まれますが、いわゆるアルバイト、パートタイマーについては含まれません。）が該当します。

※ 6箇月以上の職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つのみの職歴に限ります。

※ 育児休業期間は、継続して勤務等している期間及び職務経験に含めることができます。

※ 最終合格者には、職務経験期間確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。

ウ 視力は矯正視力を含み、両眼で0.7以上かつ一眼で0.3以上であること。

エ 聴力は左右ともに正常であること。

オ 職務遂行に必要な体力及び健康度を有する人

※ 前記ア又はイに該当する人は、ウ～オの受験資格を全て満たしていないと採用を取り消すことがあります。

(2) 次の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 甲賀広域行政組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時及び場所

	日 時	場 所
第1次試験	令和7年9月21日（日）午前9時から （午前8時30分から受付開始）	滋賀県甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合消防本部
第2次試験	令和7年10月中旬（平日）に実施します。 詳細は第1次試験合格者に通知します。	

4 試験の方法及び内容

	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 （40問択一式）	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての筆記試験です。（学校教育法による高等学校卒業程度の学力を要する問題）
	体力試験	消防業務に必要な体力を測定します。 握力、上体起こし、反復横とび、立ち幅とび、懸垂（女性は斜め懸垂）、20m往復持久走（又は1,500m持久走）
第2次試験	作文試験	課題式により行います。
	口述試験	個人面接により行います。

5 合格者の発表

	時 期	方 法
第1次合格者発表	令和7年10月上旬	甲賀広域行政組合消防本部庁舎前掲示板及びホームページにて、受験番号により合格者を発表し、併せて受験者全員に可否を文書にて通知します。
最終合格者発表	令和7年11月上旬	

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙は、次のいずれかの方法により入手してください。

ア 直接、取りに来られる場合

甲賀広域行政組合消防本部消防総務課、各消防署又は各分署で配布しています。

消 防 総 務 課	甲賀市水口町水口 6218 番地	0 7 4 8 (6 3) 7 9 3 0
水 口 消 防 署	甲賀市水口町水口 6218 番地	0 7 4 8 (6 3) 1 1 1 9
土 山 分 署	甲賀市土山町前野 124 番地	0 7 4 8 (6 7) 1 1 9 9
甲 南 消 防 署	甲賀市甲南町池田 3578 番地 1	0 7 4 8 (8 6) 3 1 1 9
甲 賀 分 署	甲賀市甲賀町大久保 1289 番地	0 7 4 8 (8 8) 7 7 0 1
信 楽 消 防 署	甲賀市信楽町長野 1306 番地 6	0 7 4 8 (8 2) 0 1 1 9
湖 南 中 央 消 防 署	湖南市中央 1 丁目 1 番地	0 7 4 8 (7 2) 0 1 1 9
湖 南 石 部 分 署	湖南市石部中央 4 丁目 1 番 6 号	0 7 4 8 (7 7) 2 1 1 9

イ 郵送による場合

郵送により請求する場合は、封筒の表に「消防吏員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、甲賀広域行政組合消防本部消防総務課（〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6218 番地）宛てに、返信用封筒（長形 3 号封筒＝120mm×235mm、110 円切手を貼り、返信先の宛先を明記したもの）を同封してお送りください。

ウ インターネットからダウンロードする場合

甲賀広域行政組合ホームページ（<http://www.koka-koiki.jp>）から、ダウンロードできます。ただし、受験の申込みは、持参又は郵送のみの取扱いとなり、インターネットでの受付はできませんので御注意ください。

(2) 受験の申込み

ア 持参の場合

申込書に必要事項を記入し、甲賀広域行政組合消防本部消防総務課（〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6218 番地）に提出してください。

イ 郵送の場合

申込書を郵送する場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、受験票返信用封筒（長形 3 号封筒＝120mm×235mm で、110 円切手を貼り、返信先の宛先を明記したもの）を同封し、簡易書留等の確実な方法により甲賀広域行政組合消防本部消防総務課（〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6218 番地）宛てに送付してください。

なお、受付期間内に必着とします。

(3) 受付期間

ア 持参の場合

令和 7 年 6 月 16 日（月）から令和 7 年 8 月 15 日（金）までの執務時間中（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は閉庁となります。

イ 郵送の場合

令和 7 年 8 月 15 日（金）までに到着したものに限り受け付けます。（締切日必着）

(4) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を交付します。郵便による申込者には受験票を郵送しますが、令和 7 年 8 月 22 日（金）までに到着しないときは、甲賀広域行政組合消

防本部消防総務課（TEL 0748-63-7930）にお問い合わせください。

なお、受験票は受領後、最近6箇月以内に撮影した所定の大きさの写真を貼って試験当日持参してください。

7 採用予定日

- (1) 採用予定日は、令和8年4月1日です。
- (2) 採用予定者には、後日、採用に関しての通知をします。

8 待遇

(1) 給与

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例に基づいて次のとおり支給されます。

高校卒	18歳	194,500円
短大卒	20歳	207,400円
大学卒	22歳	220,000円

※ 上記の額は、令和7年4月1日現在のものです。

社会人経験者の人については、その内容、期間に応じて加算されます。

(2) 手当

通勤手当、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が条件に応じて支給されます。

(3) 被服等

制服、制帽、ネクタイ、活動服、防火衣、長靴等が無償貸与されます。

(4) 福利厚生

滋賀県市町村職員共済組合による医療給付、退職年金等の共済制度、保養、体育・宿泊施設利用等があります。

9 職務内容

消防本部（消防総務、警防、通信指令、予防の4課）並びに消防署及び分署で、主に次の業務を行います。

- (1) 火災等災害の防ぎよ及び警戒に関する業務
- (2) 救急及び救助業務
- (3) 火災の原因及び損害調査業務
- (4) 火災予防のための建築物への立入検査及び指導事務
- (5) 建築物を新築、増築する場合の建築確認の同意事務
- (6) 危険物施設等に関する許可及び認可事務
- (7) 住民や事業所に対する防火及び防火指導事務
- (8) その他適性により特別救助隊員、水難救助隊員、山岳救助隊員、消防音楽隊員に任命されることがあります。

10 勤務形態等

- (1) 配属先により、毎日勤務（8時30分から17時15分まで、週休2日制）と交代制24時間勤務（1週38時間45分勤務、週休2日制）があります。なお、災害時には、非番日等でも直ちに非常招集に応じていただくことがあります。

- (2) 消防吏員として採用になると、滋賀県消防学校に入校し、約6箇月間消防吏員として必要な基礎教育及び技能について教育訓練が行われます。その間、土曜日と日曜日及び国民の祝日に関する法律に基づく休日以外は全寮制(宿泊)となります。
- (3) 甲賀広域行政組合消防職員服務規程により、管内(甲賀市、湖南市)に居住することを原則としますが、消防長の許可を得れば管外(甲賀市、湖南市以外の地域)に居住することは可能です。

11 教育・研修

消防業務に必要な専門知識や技術を習得させるため、消防学校の専科教育及び消防大学校への派遣並びに救急救命士資格取得、各種技能講習の受講及び内部研修を実施しています。

12 昇任

昇任試験や勤務成績により昇任できます。

13 第1次試験当日の持ち物

- (1) 受験票(受験申請時交付)及び筆記用具(HBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参してください。)
- (2) 昼食弁当(外食可能)
- (3) 体力試験の準備として、着替えや補給水分等を各自で用意してください。
- (4) 運動のできる服装及び運動靴(上履き用、下履き用の両方を持参してください。)
- (5) 体力試験会場へ移動しますので、雨天時は雨具を持参してください。
- (6) 必要に応じマスクの着用をお願いする場合がありますので、各自でマスクを持参してください。

14 第2次試験当日の持ち物

第1次試験合格者に通知します。

15 応募前見学

消防本部の見学を随時受け付けております。ご希望の方はお問合せ先までご連絡ください。

16 その他

- (1) 試験当日は、時間を厳守してください。特別の理由がない限り遅刻者は受験できません。
- (2) 受験票には、受付印を押印します。受付印のない受験票は無効となりますので必ず確かめてください。
- (3) 申込みの際に提出された書類は、不採用となった場合は返却します。
- (4) 申込みの際に記入いただいた個人情報、採用試験の目的以外に使用することはありません。
- (5) 試験当日、災害や気象状況(警報発令)等により試験を延期する場合は、当日の朝7時00分までに本組合ホームページに延期の詳細を掲載しますので、ご確認ください。

い。（実施する場合は掲載しません。）

(6) 受験応募者が多数の場合は、試験会場を変更する場合があります。

（変更する場合は、受験願書の連絡先へ通知します。）

(7) 試験会場に自家用車で来場される方は、庁舎前の空いている駐車スペースに駐車ください。

(8) マスクの着用は個人の判断に委ねますが、咳などの症状がある方にはマスクの着用をお願いすることがありますので、御協力ください。

なお、試験時間中の写真照合の際には、試験官の指示に従いマスクを一時的に外してください。

(9) 発熱がある場合や風邪症状、強い倦怠感、息苦しさがあるなど、体調が悪い場合は受験を控えてください。

17 採用試験に関するお問合せ先

〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6218 番地

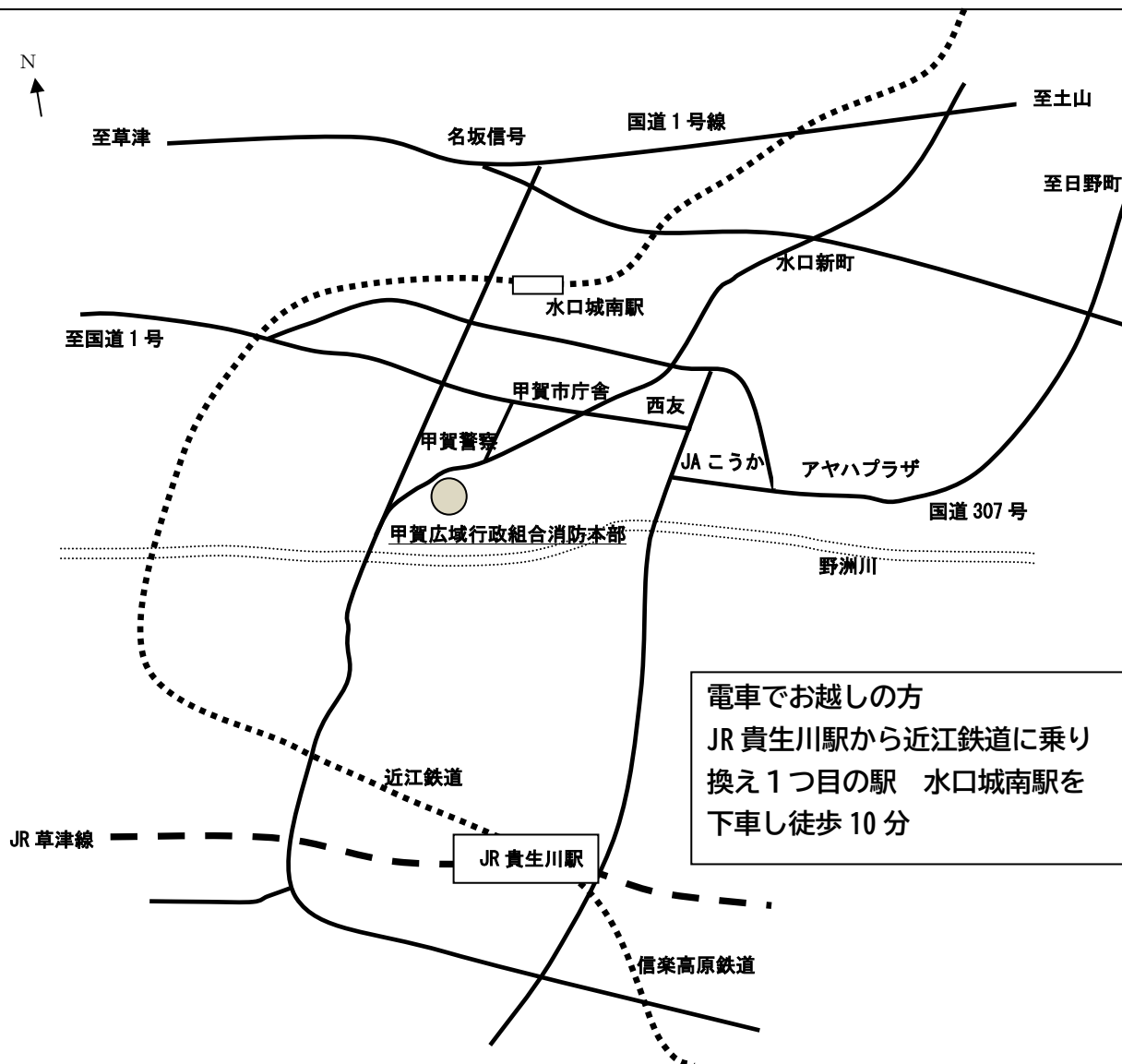
甲賀広域行政組合消防本部 消防総務課

電話番号 0748-63-7930 FAX 番号 0748-63-7950

平日：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は閉庁となります。

【試験会場案内図】



甲賀広域行政組合は、甲賀市及び湖南市で構成する一部事務組合です。